

12月開催【トラック事業者向け】時間外労働の上限規制等に関する説明会のご案内

群馬労働局労働基準部監督課

【トラック事業者向け】時間外労働の上限規制等に関する説明会			
			令和7年12月開催分
開催日	12/15	12/16	12/17
曜日	月	火	水
対象事業場所在地	高崎	太田	伊勢崎
担当署	高崎署	太田署	前橋署
会場	高崎商工会議所 第1会議室	太田商工会議所 小ホール	伊勢崎商工会議所 大ホール

自動車運転の業務についても、2024年（令和6年）4月から時間外労働上限規制が適用されております。本年12月、群馬労働局では上記のとおりトラック事業者向け「時間外労働の上限規制等に関する説明会」《参加無料》を開催いたします。

トラック事業者向けの説明会は、12月で今年度分終了となります。

ご希望があれば荷主（発荷主、着荷主）の立場の方も参加可能ですので、参加について積極的にご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、新年1月、2月には【建設事業者向け】説明会の開催を予定しておりますが、日程等詳細は後日お知らせいたします。

※ 多くの運送関係事業者に案内状をお送りする予定ですが、行き届かない場合もあり得ます。参加を希望される方は、下記受託事業者までお問合せくださるようお願いいたします（事業場の所在地に限定されず、定員に余裕がある場合にはいずれの説明会に参加することも可能です。）。

【案内状発送・お申込み受付・お問い合わせ受付等運営対応】

厚生労働省委託 令和7年度時間外労働の上限規制等に関する説明会の開催等事業

受託事業者 株式会社読売エージェンシー『時間外労働の上限規制等に関する説明会事務局』

TEL<03-5226-9911> ※平日 10:00～17:00 E-mail : jogenkiseisupport@jogenkisei.mhlw.go.jp

【申込方法】

時間外労働の上限規制説明会専用 HP URL<<https://jogenkisei.mhlw.go.jp/>>

もしくは別途郵送でお送りする資料 FAX から申込可能



【説明項目】（開始14:00～終了16:30予定）

- 1 トラック運送事業の働き方改革について
- 2 労働安全衛生規則の改正について
- 3 トラック運転者の改善基準告示について
- 4 同一労働同一賃金の取組について

以 上